

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	矢吹町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/dir002854.html

執行機関名 矢吹町教育委員会

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		矢吹町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)別表第3第13項 ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年条例第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のない児童に対し医療費の一部を助成することにより、その <u>健康と福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(平成26年教委規則第4号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(平成26年教委規則第4号)第3条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(平成26年教委規則第4号)第4条及び第6条のひとり親家庭医療費の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(平成26年教委規則第4号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報